

副
本

令和6年（ネ）第64号 国家賠償等請求控訴事件

控訴人 野村一也

被控訴人 蘭越町 難波修二

答 弁 書

令和6年5月16日

札幌高等裁判所第3民事部1係 御中

〒060-0042 札幌市中央区大通西1-1丁目大通藤井ビル6階
弁護士法人佐々木総合法律事務所（法人受任・送達場所）
電話 011-261-8455 FAX 011-261-9188

被控訴人ら訴訟代理人弁護士	佐々木	泉	頭
同 弁護士	下矢	洋	貴
同 弁護士	福田	友	洋
同 弁護士	山田	敬	之
同 弁護士	土田		慧
同 弁護士	中泉	絵	莉子
同 弁護士	山下	雄	樹



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
との判決を求める。

第2 本案前の主張

民事訴訟規則182条では、控訴の提起後50日以内に控訴理由書の提出をすべきことが定められ、本件における控訴理由書の提出期限は本年3月29日と指定されていた。しかしながら、控訴人からの控訴理由書の提出は一向になされず、被控訴人が控訴理由書を受領したのは本年5月1日であった。

なお、原審においても控訴人（一審原告）が自ら設定した提出期限を遵守せず、期日の空転が生じていた。

控訴理由書の提出期限を優に1か月以上徒過しているのであり、そのことにつき正当な理由もないのであるから、民事訴訟法上の信義則（民訴法2条）に照らし、本件控訴を却下とすべきである。

第3 控訴理由に対する反論

1 はじめに

原判決の判断は正当であり、本件控訴は理由がないことから、速やかに棄却されるべきである。

被控訴人の主張及び立証は、原審における口頭弁論の結果のとおりであることからこれを援用するほか、控訴人の令和6年4月30日付け控訴理由書に対し、必要な限りで反論を行う。

2 事実認定に瑕疵があるとの主張について（控訴理由書第1・1）

控訴人の主張は、畢竟、自らの希望する事実認定にならなかったということにすぎない。原審の事実認定は、一審原告が提出した膨大な証拠資料を踏まえて具に事実認定を行っており事実認定に瑕疵はない。

また、事実認定の問題以前に、一審原告（控訴人）の主張は法的請求として成り立っておらず失当である。

なお、本訴訟で主張として提出せず、インターネット上に公開しているため裁判所はそれを参照せよという主張に関しては（控訴理由書第1・1（6））、訴訟上の主張として意味をなしていないことは言うまでもない。

3 弁論機会を理由なく制約したとの主張について（控訴理由書第1・2）

一審原告（控訴人）の主張は、法的請求として成り立っておらず、このため一審の裁判所から令和5年8月2日の期日において、一審被告（被控訴人）からの認否反論も踏まえ、子細に一審原告（控訴人）に対して釈明を求め、提出期限を9月4日と定めて主張の整理を促していた。

しかし、一審原告（控訴人）は書面を提出せず、令和5年9月13日の期日において、一審原告（控訴人）は書面提出がなかったことを問いただした裁判所に対して、猛烈に抗議する状態であった（本訴訟と無関係な自身の活動の話を含め10分程度、一審原告（控訴人）が裁判所に抗議等を続ける有様であった。）。提出遅れの理由も単純に準備が遅れたというものであり、正当な理由があつての提出遅れではない。やむなく、一審原告（控訴人）が希望した同年11月13日が提出期限とし、絶対に厳守するよう指示がなされた。

確かに、同年11月13日に準備書面3が提出されたが、裁判所から指示されていた事項については対応していなかった。令和5年12月6日の期日において一審原告（控訴人）からは、さらに主張補充のための時間をもらいたいと要望したが、すでに十分な主張準備期間が与えられていたことから、当日の期日で結審となった。なお、主張補充が間に合わなかったことについて正当な理由はない。

以上の経過であり、十分すぎるといってよい主張準備期間が一審原告（控訴人）には与えられていたところ、全く以て法的主張として整理されず、かつ、一審原告（控訴人）として主張したい自説はすでに開陳されているのであるから、一審原告（控訴人）への手続保障は貫徹されている。

なお、控訴理由書についても理由なく平然と提出期限を1ヶ月以上徒過していることも、控訴人の訴訟追行態度を如実に示している。

したがって、弁論機会を理由なく制約したとの主張は失当である。

4 蘭越町議会の被告不適格について（控訴理由書第1・3）

控訴人の主張趣旨が判然としないが、少なくとも法的な主張、請求足りえない。

なお、被控訴人難波としては、控訴人の陳情を諮問した際の総務文教委員の長であったというだけで被告にされており、それ以外に被告とした特段の理由はなく、濫訴というべき態様であって、被控訴人難波は応訴負担を強いられている。

5 違法性の評価方法について（控訴理由書第1・4）

控訴人の主張は、独自の見解に依拠するものであるし、公益目的に名を借りた濫訴と受け止めており、主張として認められるものではない。

6 不服申立制度による瑕疵の是正について（控訴理由書第1・5）

控訴人の主張は、公文書の開示の仕方が法令等に違反したり、威力業務妨害であるため、国賠法上違法であるという主張である。しかし、そもそも法令違反はないし、威力業務妨害というべき事実もないことは原審が認める通りである。控訴人は公文書の開示に不満を持ちつつも審査請求すらしていないのであるから、違法性を論じる土俵にすら立っていない。

控訴人は、国賠法上違法性がないとの原審の判断に対し、不服申立制度は瑕疵の是正に有効ではないと主張するが、だからといって国賠法上の違法性が基礎づけられる理由にはならない。法制度を否定するものであり、これは独自の見解というほかない。

7 秩序維持制度の欠落について（控訴理由書第1・6）

一方的な批判が記載されるばかりで、法的主張足りえない。

8 背景事情と町職員らが行為に至る動機が評価されていない（控訴理由書第1・7）

本訴訟と無関係な一方的認識が記載されるものであって、法的主張足りえない。

付言すれば、本訴訟を通じて、被控訴人蘭越町の職員や被控訴人難波が犯罪行為

をしていると繰り返し記載されるが、何ら証拠、根拠もなく（刑事告発もされていないが立件されていない）、虚心坦懐に事実に向き合わず犯罪者呼ばわりし続けるのは悪質と指摘せざるを得ない。

以 上